

日立市仲町交流センター使用のきまり

この施設は仲町学区住民のコミュニティ推進の活動拠点として、住民の自主運営で行われます。

1 利用できる人

- (1) 原則として、日立市民と日立市に在勤、在学している人
- (2) 次の各号に該当するものは、使用できません。
 - ① 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
 - ② 営利を目的と認められるとき。
 - ③ 宗教的、政治的行事に関して使用するとき。
 - ④ その他、管理上支障があるとき。

2 開館している時間

午前9時から午後9時まで

3 休館日

年末年始（12月29日～1月3日）

仲町交流センター運営委員長が特に必要と認めた日

4 利用方法

(1) 申込み方法

交流センターの窓口へ直接申し込んでください。(午前9:30～午後8:30)
電話での仮予約も受け付けます。(その場合仮予約後1週間以内に正式に窓口へ申し込んでください。)

(2) 申込み期間

運営委員会が認めた行事……………3ヶ月前

運営委員会が指定した団体が行なう行事……………2ヶ月前

(利用団体連絡会に加盟している団体)

その他の団体が行う行事、個人利用……………1ヶ月前

(3) 利用の制限

原則として月2区分までとする。3区分目と登録日以外の日を利用したい場合は1か月前に部屋の空き状況を確認の上申し込んでください。

公共の行事を最優先とし、予約後に使用できないこともある。

施設を利用できる団体を構成する人数は概ね5名以上とする。

(4) 利用時間の区分

午前 午前9時から午後0時30分

午後 午後1時から午後4時30分

夜間 午後5時から午後9時

5 利用者の心得

(1) 使用時間を厳守すること。(10分前に終了すること)

(2) 使用後は清掃をすること。

(3) 発生したゴミをもちかえること。

(4) 他の利用者に迷惑をかけるような行為を慎むこと。

(5) 建物の一部、設備及び備品等を破損した場合は速やかに事務室に報告すること。修繕・修理の費用は原則として破損させた当事者の負担とする。

6 その他

- (1) 「日立市交流センターの設置及び管理に関する条例・規則」及び「使用のきまり」に違反する恐れがあるときは利用できません。
- (2) アルコール類は、飲用しないこと。ただし、団体によっては責任者の申請により、一定の条件のもとで運営委員長が許可することもあります。
- (3) 喫煙は敷地内全面で禁止とする。
- (4) 交流センターの一斉清掃
毎年 5・7・10 月に利用団体連絡会に加盟している団体に参加していただきます。

(5) コピー機使用料

(注記：印刷機は R5 年 8 月末に廃止となりました。)

項目	金額	備考
1 コピー代(モノ黒 B5,A4)	5 円	片面 1 枚につき
2 コピー代(モノ黒 B4,A3)	10 円	片面 1 枚につき
3 コピー代(カラー B5,A4)	30 円	片面 1 枚につき
4 コピー代(カラー B4,A3)	50 円	片面 1 枚につき

(6) 仲町交流センターの住所

日立市宮田町 4-4-15

電話 (21) 5564

FAX (21) 7077

(7) 上記に定めのない事項は、運営委員会において協議する。



仲町交流センター見取図

**附則:このきまりは令和 6 年 2 月 1 日付けで一部改訂
太字部が改訂箇所です**